

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書作成に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国立大学法人熊本大学は、個人に係る報酬・料金等の支払調書作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

国立大学法人熊本大学

## 公表日

令和7年1月20日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人に係る報酬・料金等の支払調書作成事務
②事務の概要	本学が委嘱した委員や講師等に対し報酬等を支払う際、法令に基づき、個人番号の提供を受け、これを記載した法定調書等を作成し、税務署及び市町村に提出する。番号法第9条第4項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務の処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書等の提出事務において個人番号を用いている。
③システムの名称	マイナンバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
マイナンバー支払調書作成用データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施しない ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部財務課
②所属長の役職名	財務部財務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本大学 総務部総務課法規担当 電話:096-342-3123 〒860-8555 熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本大学 総務部総務課総務担当 電話:096-342-3117 〒860-8555 熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月17日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月17日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・申請者からのみマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの内容について、真正性確認をダブルチェックにより実施し記録している。

## 9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      全項目評価又は重点項目評価を実施する      ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	熊本大学個人情報管理規則及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、以下のとおり漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考える。 ・特定個人情報を含む書類については、施錠できる専用の書棚に保管することを徹底しており、他の文書と混在することはない。 ・所定のIDでログインしたPC端末からのみ、特定個人情報ファイルへのアクセスを認めている。 ・マイナンバーシステムのシステム管理部署とアカウント管理部署とが分かれており、同システムを利用する際はシステム管理部署の承認を受けた後にアカウント管理部署にてアカウントの発行を行っている。また、付与する権限も業務内容に合わせて必要最低限に留めている。 ・マイナンバーシステムは入退室管理されているサーバ室に設置されており、入室できる担当者を管理・制限している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月20日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		適用なし	事後	基礎項目評価書の様式の改正(令和6年10月1日施行)に伴う変更
令和7年1月20日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		<ul style="list-style-type: none"> <li>■十分である</li> <li>■申請者からのみマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認をダブルチェックにより実施し記録している。</li> </ul>	事後	基礎項目評価書の様式の改正(令和6年10月1日施行)に伴う変更
令和7年1月20日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>■8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>■十分である</li> <li>■熊本大学個人情報管理規則及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、以下のとおり漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考える。</li> <li>・特定個人情報を含む書類については、施錠できる専用の書棚に保管することを徹底しており、他の文書と混在することはない。</li> <li>・所定のIDでログインしたPC端末からのみ、特定個人情報ファイルへのアクセスを認めていく。</li> <li>・マイナンバーシステムのシステム管理部署とアカウント管理部署とが分かれており、同システムを利用する際はシステム管理部署の承認を受けた後にアカウント管理部署にてアカウントの発行を行っている。また、付与する権限も業務内容に合わせて必要最低限に留めている。</li> <li>・マイナンバーシステムは入退室管理されているサーバ室に設置されており、入室できる担当者を管理・制限している。</li> </ul>	事後	基礎項目評価書の様式の改正(令和6年10月1日施行)に伴う変更

